

山川菊栄著「覚書 幕末の水戸藩」岩波文庫 岩波書店 1991年8月8日刊を読む

水戸藩校弘道館、教育の権利は身分しだい

1. 藩士の中でそれだけの資格を認められた者が許可をえて私塾を開くことになっており、天保12(1841)年、藩校弘道館が仮開校になってからは、私塾で初、中等程度の教育をうけた男児たちは弘道館で、さらにそれ以上の教育をうけた。
2. 出席の義務を負うのは年少者ばかりでなく、とくに身分家柄しだいで、責任の重い地位につく資格を認められる封建制度に準じて、禄高の高い家の者ほど義務として課せられる出席日数が多かった。
3. その規則書にはこうある。
  - 一、布衣以上ほい並ならびに三百石いじょう已上の当主、嫡子一カ月十五日づめ詰、次男三男弟等十二日詰
  - 一、物頭ものがしら並に百五十石已上は当主、嫡子十二日詰、
  - 一、諸士已上当主、嫡子十日詰、次男以下八日詰
  - 一、諸士以下召出され已上当主、悴せがれ定日無之、勝手次第
  - 一、但ただし右已下同心まで武芸に罷出候まかりいでそうろうぎ義勝手次第、学問は頭の上、人物により罷出候儀相済候あいすみ
  - 一、武芸の儀、同流等合併仰せつけられ、寄合よりあいに稽古場相渡し候けいこば(下略)
4. こうして身分階級によって出席の義務と権利に格差があり、個々の私塾でも同心など士分以下、百姓町人の子は、お下しもとよぶ別の教室で習った。
5. もちろん学校は男子のみの特権で、女子は問題にされていない。
6. 弘道館には文館、武館、医館がおかれていたが、文館は句読、講習、居学の三学級に分れ、学力によって句読から講習へ、講習から居学へと進級を許した。
7. 教育方針としては文武両道を同等に重んずると宣言しても武道の方に人気が集まって儒教一点ばりの「学問」の方は、さっぱり人気が出なかったらしい。

- 8．前年度に規定の出席日数をあまり多く欠いていた連中は、翌年それを償わされることにはなっていたが、事実上不可能であった。
- 9．強制的に出席義務を負う上層子弟よりも、任意かつ実力によってその権利を獲得する中以下の武士の子弟たちの方に学問への熱意がこもり、勢いそれらの方に指導的能力をもつ者がふえたのはやむをえなかった。
- 10．そこで一方では成上りとさげすみ、他方では、先祖のおかげで八バをきかす無能な貴族層への反撥はんぱつが強まった。

P106 ~ 107

[ コメント ]

日本の教育の原点の一つ、水戸 弘道館。禄高の高い家の者ほど義務として課せられる出席日数が多かったとの記述は心を打つところが大い。最も学ばねばならない者とは一体誰なのか、考えさせられる。

- 2009年7月23日林明夫記 -